

原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき、青森県及び六ヶ所村との協議を経て、原子力事業者防災業務計画を修正し、2023年11月22日に内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届出いたしました。

今回の修正は、原子力安全研究協会に係る追記、救護班の要員見直し、通報様式への地震加速度の追加、原子力緊急事態支援組織との連携の取り止め、原子力防災組織の一部を委託する法人変更、国土交通省自動車局の組織再編による名称変更、記載の適正化などに伴う修正を行ったものです。

1. 修正の目的

原災法第7条第1項に基づき、原子力事業者防災業務計画について修正を行い、これら計画の記載内容の適正化を図る。

2. 修正した原子力事業者防災業務計画

- (1) 再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画
- (2) 濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画
- (3) 濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画

3. 修正年月日

2023年11月22日

4. 施行年月日

2023年11月27日

5. 主な修正の要旨

防災業務計画の主な修正内容

- (1) 原子力安全研究協会に係る追記に伴う修正 【再処理、濃縮、埋設】
- (2) 救護班の要員見直しに伴う修正 【再処理、濃縮、埋設】
- (3) 通報様式への地震加速度の追加に伴う修正 【再処理】
- (4) 原子力緊急事態支援組織との連携の取り止めに伴う修正 【濃縮・埋設】
- (5) 原子力防災組織の一部を委託する法人変更に伴う修正 【濃縮】
- (6) 国土交通省自動車局の組織再編に伴う修正 【再処理、濃縮、埋設】
- (7) 記載の適正化
 - ・その他防災資機材の記載の見直しに伴う修正 【再処理、濃縮、埋設】
 - ・排気モニタ単位の見直しに伴う修正 【埋設】
 - ・誤記、見直しに伴う修正 【再処理、濃縮】